

安八郡広域連合
地球温暖化対策実行計画
(令和7年度～令和12年度)

令和8年1月
安八郡広域連合

はじめに

今日、世界的な平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇などの地球規模の気候変動が観測され、日本においても平均気温の上昇、大雨や台風等による被害、農作物や生態系への影響等が確認されています。個々の気象災害と地球温暖化との関係を明らかにすることは容易ではありませんが、観測値を基にした解析によると、地球温暖化の進行に伴い、今後、豪雨や猛暑のリスクが更に高まることが予測されています。また、温室効果ガスの継続的な排出により、人々や生態系にとつて深刻で広範囲にわたる不可逆的な影響を生じる可能性が高まるとも言われています。

平成 27 年 9 月に「国連持続可能な開発サミット」で採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」では、持続可能な社会を実現するための 17 の目標が定められました。SDGs は、環境、経済、社会の三側面においてバランスがとれ、統合された形で達成するという概念に基づいており、特に 13. 気候変動では、気候変動とその影響に立ち向かうための緊急対策を講じることを目指し、災害に対する強靭性及び適応の能力を強化することや、気候変動の緩和・適応・影響軽減のほか教育・啓発などの改善を図ることなどのターゲットが設定されています。

このような中で、令和 3 年 10 月 22 日に、国の地球温暖化対策計画が閣議決定されました。この計画は、地球温暖化対策推進法に基づく政府の総合計画で、平成 28 年 5 月 13 日に閣議決定した前回の計画を 5 年ぶりに改訂したものです。

令和 3 年 4 月に表明した、2030 年度において、温室効果ガス 46% 削減(平成 25 年度比)を目指すこと、さらに 50% の高みに向けて挑戦を続けることを踏まえ、二酸化炭素以外も含む温室効果ガスについても言及し、新たな 2030 年度目標達成に向けた対策・施策を記載しています。地方公共団体においては、地域住民の生活に関連の深い様々な施策を実施していることから、国の計画を踏まえつつ、地域レベルで気候変動及びその影響に関する観測・監視を行い、その地域の気候変動の影響評価を行うことが求められます。

当広域連合においても、独自の地球温暖化対策実行計画を令和 8 年 1 月に策定し、地球温暖化による私たちへの脅威を低減させ、持続可能な社会に貢献できるような活動を推進します。

1. 主旨

安八郡広域連合は、積極的な地球温暖化防止に取り組むため、地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条の規定に基づき、安八郡広域連合地球温暖化対策実行計画（以下「実行計画」という。）を策定します。

2. 実行計画の期間

実行計画の期間は、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間とし、実行計画の実施状況や技術の進歩等を踏まえ、必要に応じて見直します。

3. 対象とする事務及び事業

広域連合が実施する事務及び事業のうち、広域連合職員が直接行うものを対象とします。

また、外部への委託により実施される事務及び事業についても、可能な限り受託者に対し、必要な措置を講ずるよう要請します。

4. 対象とする温室効果ガス

温室効果ガスの種類	広域連合での発生源
二酸化炭素 (CO ₂)	自動車の走行
メタン (CH ₄)	自動車の走行
一酸化二窒素 (N ₂ O)	自動車の走行

※広域連合事務所の電気使用量は、建物を他施設と一括管理をしており個別に算出ができないため、自動車走行から発生する温室効果ガスを削減目標とします。

5. 温室効果ガスの排出抑制目標値

本計画における温室効果ガスの排出量は、地球温暖化対策推進法施行令（平成 11 年政令第

143号)の排出係数及び地球温暖化係数を用い、二酸化炭素排出量に換算して算定します。

(1)二酸化炭素排出量 (kg-CO₂)

$$= \text{燃料使用量} \times \text{炭素排出係数 (kg-C/MJ)} \times 44/12$$

(2)メタン排出量 (kg-CH₄)

$$= \text{総走行距離 (km)} \times \text{メタン排出係数 (kg-CH₄/km)}$$

(3)一酸化二窒素排出量 (kg-N₂O)

$$= \text{総走行距離 (km)} \times \text{一酸化二窒素排出係数 (kg-N₂O/kg)}$$

(4)各温室効果ガスの排出量を基に二酸化炭素排出量に換算し、総和する。

温室効果ガス総排出量

$$= \sum \{(\text{各温室効果ガス排出量}) \times (\text{地球温暖化係数})\}$$

	ガソリン使用量 (ℓ)	温室効果ガス排出量 (kg-CO ₂)
基 準 年 度	422	1,033.7
令和 5 年度	7,932	
目 標 値	401	982
令和 7 年度～令和 11 年度	7,535	

※目標値は基準年度から 5%削減したもの

6. 温室効果ガスの排出実績値

令和 5 年度から令和 6 年度における温室効果ガスの排出実績値は以下のとおりです。

年 度	令和 5 年度	令和 6 年度
ガソリン使用量(ℓ)	422	448
総走行距離(km)	7,932	8,244

温室効果ガス総排出量 (kg-CO ₂)	1,033.7	1,096.2
-------------------------------------	---------	---------

【現状の分析・評価】

- 令和 6 年度は、外部との打合せや物品運搬などにより公用車での出張回数が多く、他の年度に比べてガソリン使用量や総走行距離が増加しました。
- 直近の令和 6 年度実績で目標を達成できていないため、引き続き公用車の走行距離縮減とガソリン使用量削減に努めていく必要があります。

7. 温室効果ガスの削減目標

令和 5 年度の実績に加え、令和 7 年度から令和 11 年度における年間の温室効果ガス総排出量を、令和 5 年度と比べ 5% 削減することを目標とします。

	ガソリン使用量 (ℓ)	温室効果ガス排出量 (kg-CO ₂)	基準年比
	総走行距離 (km)		
基準年度	422	1,033.7	—
	7,932		
目標値	401	982	5%削減
	7,535		

8. 目標達成に向けた措置の内容

自動車燃料使用量の削減

(1) エコドライブの徹底

- 急発進、急加速や急ブレーキはしません。
- 空ぶかしをしません。

- ③ 不要な荷物は積載しません。
- ④ カーエアコンを適正に使用します。
- ⑤ 計画的な走行ルートを検討します。

(2) 経済速度の走行に努めます。

(3) 車両を適正に整備・管理し、排気ガスの削減に努めます。

(4) 公用車から離れるときは、必ずエンジンを切り不必要的アイドリングは控えます。

(5) 公共交通機関の利用促進に努めます。

9. その他環境保全等に向けた措置の内容

(1) 照明設備の管理

- ① 始業前、昼休み及び夜間における照明については、業務上特に必要な箇所を除き消灯します。
- ② 事務所、トイレ等の照明については、利用時間を除き、適度に消灯することを徹底します。

(2) 冷暖房設備の管理

- ① 冷暖房温度を適正に管理し、空調設備の適正使用に努めます。
- ② 夏季における服装は、クールビズを励行します。また、冬季については、ウォームビズを励行します。

(3) 環境物品等の購入

- ① コピー用紙等の用紙類は、再生紙の使用に努めます。
- ② 詰め替え可能な文具等の使用を促進します。

(4) 用紙類の使用量の削減

- ① 両面印刷や両面コピーの徹底を図ります。
- ② 使用済み用紙の裏紙使用に努めます。

③ 資料等の印刷部数は、余剰とならないように努めます。

(5) リサイクルの推進

① 使用済み封筒、ダンボール類の再利用を推進します。

② 使用済み紙類の分別によるリサイクルを推進します。

10. 実行計画の推進体制及び公表

(1) 推進責任者

事務局長を実行計画の推進責任者とし、計画の策定、見直し及び計画の推進・点検を行います。

(2) 推進担当者

各課長補佐を実行計画の推進担当者とし、計画の進捗状況を把握しつつ、総合的な推進を図ります。

(3) 事務局

総務係を実行計画の事務局とし、実行計画並びに目標の達成状況及び点検・評価の結果を公表するとともに、職員に周知徹底を図ります。